

**【問】**

介護保険にて要介護1～5の利用者が通所サービスにて入浴を行った場合は、計画した上で加算算定でき、加算内にて入浴に関わる料金（タオル、水道、ガス、介助にかかる人件費等）が含まれると考えられ、以前の日向市の集団指導においてもその旨の通知がされた。

しかし、総合事業においては、入浴加算はなく、基本報酬にも含まれていない事を踏まえ（介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A【9月30日版】第6 総合事業の制度的な枠組み 問13 参照）、事業所において実費負担を含め介護給付における入浴加算の10割負担相当分を利用者に請求することは可能か。

**（答）**

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の通所型サービスにおける入浴支援の費用として、介護給付における入浴介助加算10割負担相当分を利用者に請求することは認められない。

個別の費用やその他解釈等については以下①から④に示す。

**①人件費について**

人件費相当額を利用者に請求することは認められない。

総合事業の通所型サービスは、以前の介護予防通所介護に相当するサービスとされており、当該サービスでの入浴支援は、生活機能の低下等により入浴動作に課題がある方に対し、介護予防ケアマネジメントの結果、総合事業の通所型サービスとして自立に向けた入浴動作の評価指導等が提供されるものであり、介護給付における入浴介助とはサービス内容・目的が異なるものである。

総合事業の通所型サービスにおける入浴支援の費用の根拠は制度上示されていないため、入浴にかかる人件費相当額を利用者に請求することは認められない。

**① シャンプー、タオル等の費用について**

利用者に個別に物品を提供した場合には請求できる。

「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」では以下の通りの記載があることから、利用者共用のシャンプー、タオル等を入浴支援に使用し、入浴支援の提供を受けた利用者に一律に実費相当額を請求することはできないが、利用者等又はその家

族等に事前に十分な説明を行い同意を得た上で、利用者個人にシャンプー・タオル等を提供し、その費用を請求することは認められる。

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成3月30日 老企第54号各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知）より抜粋

(6) 留意事項

① (1)から(5)の①に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

③ ガイドラインのQ&Aの解釈について

Q&Aにて示された内容は、現在の基本報酬に入浴介助加算等を含めるような改定は予定していないという意味であり、「総合事業においては、入浴加算はなく、基本報酬にも含まれていない」という意味ではないと解釈できる。

④ 保険外サービスとして入浴介助サービスを提供する場合

サービス提供時間外に保険外サービスとして入浴サービスを提供することやその費用について、本市の介護保険サービス所管課から制限等をすることはないが、保険外サービスで入浴を提供するために、入浴支援を必要とする利用者の介護保険サービス計画から入浴を除外することは認められない。